

今後検討を要する課題及び検討体制(案)に対する意見

項 目	意 見
○ 具体的な制度設計の検討課題	
① 国のあり方	① 国・道州・市町村のあり方
国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方をどうするか。	道州制を導入する場合の、国・道州・市町村のあり方をどうするか。また、国の役割を純化、重点化した場合、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織の具体的なあり方をどうするか。
	国の役割について、個々の事務に則して、等しく住民が受けられるサービスの範囲やその水準が如何にあるべきか、国がどこまで責任を持つのかなど、より一層の明確化を図る必要がある。
	中央省庁の解体再編など国の組織・機能のあり方を検討するにあたっては、内政においてもなお最小限、国が担うこととならざるを得ない事務事業とは具体的に何か、ということについて検討が必要。

項 目	意 見
② 税財政制度のあり方	
<p>道州制が導入された場合、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。</p>	<p>財政規模の均衡ではなく、広域的課題、生活圈・経済圏の実態を踏まえて、道州が自立できる税財政制度のあり方を検討すべき。</p>
	<p>道州制が導入された場合、国から道州に移譲する事務に相応しい地方税財政制度の構築という観点から、税目や課税権を含めた税体系のあり方をどう考えるのか。 また、道州間の財政力格差の縮小という観点から、道州間での新しい財政調整の仕組みをどう考えるのか。</p>
	<p>道州制が導入された場合、<u>国と地方の役割分担を踏まえた</u>、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。 (趣旨) <u>国と地方の役割分担を踏まえるべきことを明記すべき</u></p>
	<p>まずは、自立可能な税財政制度の検討があり、その後、左記の議論へと展開されるべきではないか。</p>
	<p>・国と地方の財政調整制度のあり方を含めて特別委員会で検討するべきではないか。</p>
	<p>(追加) 「また、道州における課税自主権のあり方をどう考えるか。」</p>
	<p>「道州制が導入された場合、」の後に、「<u>国と地方の税源配分及び国庫補助負担金のあり方</u>」を追加。 【理由】道州の税財政制度のあり方を検討する前提として、まず国と地方の役割分担に応じた税源配分を決める必要。また財政調整制度の検討に際しては、国の現行の国庫補助負担金が担っている財政調整機能も踏まえた検討が必要。</p>

項 目	意 見
③ 大都市制度のあり方	
<p>道州制が導入された場合、道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか。</p>	<p>道州制の導入いかに係わらず、大都市がその潜在力を十分に発揮することができるよう、大都市の役割を明確に位置付けた自治制度の改革が必要。</p> <p>③と④をひとつの課題とし、項目を「大都市圏との関係」と改め、本文を「道州制が導入された場合、道州制下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか。また、道州と大都市圏との関係をどう考えるか。」と改める。(理由:このふたつは密接に関連した課題であり、また、首都圏もひとつの大都市圏であるため。)</p>
④ 首都圏等との関係	削除すべき。
<p>首都圏における道州のあり方をはじめ、道州と大都市圏域との関係をどう考えるか。また、首都機能と道州のあり方についてどう考えるか。</p>	<p>当事者である首都圏の自治体・住民の意向が尊重されるべきであるから、削除すべき。</p>
⑤ 市町村との関係	
<p>道州制が導入された場合、市町村の役割はどうあるべきか。また、その役割を担いきれない小規模町村について、道州による垂直補完とすべきか、市町村間の水平補完とすべきか。</p>	<p>道州制が導入された場合、市町村の役割はどうあるべきか。また、その役割を担いきれない小規模町村について、市町村の水平補完とすべきか。</p> <p>道州制を導入する場合、道州と市町村との役割分担の明確化、権限と税財源の移譲など具体的なあり方をどうするか。</p> <p>道州と市町村の役割分担について、第28次地制調答申でもそのメルクマールなどは示されておらず、明確化を図る必要がある。</p> <p>基礎自治体である市町村はどうあるべきかをしっかり議論することが第一であると考え、 「道州制が導入された・・・小規模町村」を削除し、「市町村の行財政基盤の強化はどうすべきか。特に、小規模市町村」に置き換えてもらいたい。</p> <p>・道州と市町村間の事務補完のあり方だけでなく、道州制下における市町村財政のあり方についても検討すべきではないか。</p>

項 目	意 見
⑥ 住民自治のあり方	
道州制が導入された場合、「住民自治」を担保するために、どのような仕組みが必要か。	道州制が導入された場合、「団体自治」は強化されるが、「住民自治」を担保するために、どのような仕組みが必要か。(理由)地方自治は「団体自治」と「住民自治」が健全に機能することが重要であるため、対比して書いておく必要があると考えるため
⑦ 首長・議会議員の選出方法	
道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。(住民の直接選挙、議会において選出等) また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。(道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等)	

項 目	意 見								
○ 各課題の検討体制									
<p>① 検討体制については、道州制特別委員会の中にテーマごとの小委員会を設け、各小委員会が同時並行的にそれぞれのテーマについて議論し、知事会としての見解をまとめていくこととしてはどうか。</p> <p>② 特に地方分権推進特別委員会との関係において、同委員会の所掌分野と重複するものについては、同委員会内の既存の小委員会で検討することも考えられるのではないかと。</p>	<p>小委員会であり細分化すると議論が技術論に陥る危険性が高い。また、日程調整なども難しくなるので、当面、親委員会のみでよいのではないかと。</p> <p>基本的には賛成であるが、以下の点を検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の検討課題一つ一つではなく、課題の重要性や関連性に応じて、ある程度グルーピングして検討すべき。例えば、③④⑤で1グループ、⑥⑦で1グループ ・課題の中には、制度設計の根幹となり、そのあり方が他の課題に影響するものがある。それらの検討を重視・優先することを考えるべき。 →国と道州の役割分担、自治立法権のあり方、税財政制度など <p>テーマごとに小委員会を設けることには反対です。小委員会の設置は必要最小限にして、テーマごとにワーキング・グループを作って検討した方がよい。そうしないと、どうしても小委員会の結論が優先されて、特別委員会が形骸化してしまう恐れがあるからです。</p>								
	<p>各課題の関連性等を踏まえ、一定のまとまりを持って議論を進めていく必要があることから、概ね以下のとおり設置する方向で検討してはどうか。</p> <table border="1" data-bbox="1167 906 1742 1214"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 906 1442 943">テーマ区分</th> <th data-bbox="1442 906 1742 943">検討課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 943 1442 1027">国と道州のあり方に関する小委員会</td> <td data-bbox="1442 943 1742 1027">① 国のあり方 ② 税財政制度のあり方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1027 1442 1150">道州と基礎自治体のあり方に関する小委員会</td> <td data-bbox="1442 1027 1742 1150">③ 大都市制度のあり方 ④ 首都圏等との関係 ⑤ 市町村との関係 ⑥ 住民自治のあり方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1150 1442 1214">道州の選挙制度に関する小委員会</td> <td data-bbox="1442 1150 1742 1214">⑦ 首長・議会議員の選出方法</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ区分	検討課題	国と道州のあり方に関する小委員会	① 国のあり方 ② 税財政制度のあり方	道州と基礎自治体のあり方に関する小委員会	③ 大都市制度のあり方 ④ 首都圏等との関係 ⑤ 市町村との関係 ⑥ 住民自治のあり方	道州の選挙制度に関する小委員会	⑦ 首長・議会議員の選出方法
テーマ区分	検討課題								
国と道州のあり方に関する小委員会	① 国のあり方 ② 税財政制度のあり方								
道州と基礎自治体のあり方に関する小委員会	③ 大都市制度のあり方 ④ 首都圏等との関係 ⑤ 市町村との関係 ⑥ 住民自治のあり方								
道州の選挙制度に関する小委員会	⑦ 首長・議会議員の選出方法								

項 目	意 見
<p>① 検討体制については、道州制特別委員会の中にテーマごとの小委員会を設け、各小委員会が同時並行的にそれぞれのテーマについて議論し、知事会としての見解をまとめていくこととしてはどうか。</p> <p>② 特に地方分権推進特別委員会との関係において、同委員会の所掌分野と重複するものについては、同委員会内の既存の小委員会で検討することも考えられるのではないかな。</p>	<p>小委員会を設ける場合は、相互に密接に関連するテーマをまとめて議論することが適切と考える。</p>
	<p>○ 各テーマには関連があるため、個別のテーマごとではなく、テーマをいくつかグルーピングして、3つ程度の小委員会を設置することとしてはどうか。 (グルーピング例) A小委員会(課題①、②) B小委員会(③、④、⑤) C小委員会(⑥、⑦)</p>
	<p>各課題の調整が必要と思われるので、道州制特別委員会で検討することで良いのではないかな。(小委員会は、必要に応じ設置することでよいのではないかな。)</p>
	<p>上記の検討課題には相互に関連するものも含まれるため、個別の検討課題毎ではなくいくつかの検討課題を取りまとめた上で小委員会を設けてはどうか。</p>
	<p>まずは国と地方(道州・市町村)の役割分担について関係者がしっかりと合意形成を図ることが重要である。それを決めないでそれぞれのテーマについて議論しても議論が深まらないのではないかな。</p>

項 目	意 見
追加項目	理 由
<p>①今後の検討課題「国と地方の関係」を追加。 新たな行政需要を、国、道州、市町村のいずれが担うのか、その調整機関などをどのように考えるのか。国と道州の関係などの調整ルールをどのように考えるのか。</p>	<p>・新たな行政需要が生じた場合に、それを国の事務とするか道州・市町村の事務とするかを、どの機関でどのように判断するのか という視点が今後必要になる (現在は、国が一方的に決め、このため分権一括法の問題が守られていない) ・28次地制調答申では、国と地方の関係は、今の国と地方の関係と基本的に同じとされており、これでは本当に分権国家になるのか疑問であり、道州制における国と地方の関係を、ドイツ、カナダなど諸外国の例も参考に検討</p>
<p>国と道州の事務分担 道州の自治立法権のあり方</p>	<p>ここをどう考えるのかで、道州制のあり方は大きく異なる。 昨年度の検討程度でよしとするのではなく、さらに具体的な検討を行い、早急に考え方を固めるべき。</p>
<p>条例制定権等の拡充・強化方策</p>	<p>分権型国家構築に当たっての焦点は、地方への決定権(企画立案機能)の移管であり、これを制度的に担保するためには、条例制定権等の充実・強化が極めて重要である。 また、その具体的方策については、6月の報告書においても種々列記されているところであるが、その実現可能性、問題点等について、引き続き十分な検討がなされるべきである。</p>
<p>⑧ 一部の大都市への新たな一極集中の防止 道州制が導入された場合、一部の大都市に新たな一極集中を生じさせないような制度のあり方をどうするか。</p>	<p>極端な地域資源の偏在化は、集中した地域、減少した地域の双方ともに過大な投資を必要とし、スケールメリット以上のデメリットを生じさせる懸念がある。</p>
<p>○その他 本来、道州制については、基礎自治体たる市町村こそが自らの問題として捉え、行政の質の確保・向上や自治体の規模等について真剣に考えていくべきものである。よって知事会だけで議論するのではなく、市長会、町村会も交えて議論することも必要。</p>	<p>仮に道州制が導入されると、市町村は現在の都道府県の事務の多くを担うこととなるので、住民生活に密接に関わる行政サービスを担う基礎自治体として、市町村のあり方が何より重要である。 よって、市町村こそが当事者として、意識的に道州制について考えていくべきであるため。</p>
<p>○ 道州における立法権のあり方 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するためには、国の法令は大綱的なものに限定し、条例制定権を拡大することや、立法権を分割し、道州に地域振興事務に係る法律制定権を付与することなどが考えられるが、これらについて、さらに具体的に検討する必要がある。</p>	<p>道州は「自己決定・自己責任の原則」の下、「地方のことは地方で決める」ことができる高い自立性を持つ必要性があり、そのためには、税財政制度のあり方だけではなく、条例制定権の拡大や立法権の分割についても具体的に検討する必要がある。</p>

項 目	意 見
<p>② 権限移譲のあり方</p> <p>国と地方はどのように役割分担すべきか、国から広域自治体である道州に、どのような権限を移譲すべきか、また、国の関与はどうあるべきか。また、道州制の導入により、国民生活はどのように向上するのか。</p>	<p>権限移譲のあり方を議論しなければ、国民に対して、道州制とはどのようなものかを提示することができず、議論すらできない。 道州の具体的なイメージを描くためにも、道州はどのような権限を持つのか、しっかり議論すべき。</p>
<p>○議会制度のあり方</p> <p>どのような議会制度が道州制にふさわしいか。</p>	<p>議員の選出方法だけでなく、議会制度全般の議論が必要。</p>
<p>○各種委員会のあり方</p> <p>道州制が導入された場合、教育委員会を始めとする各種委員会が現行のままでよいのか。</p>	<p>執行機関だけでなく、各種委員会についても検討が必要。</p>
<p>○道州制の条例制定権の強化(道州の立法権のあり方)</p>	<p>○道州が自主的・自立的な行政運営を行うためには、道州の条例制定権の確立が不可欠。そのため、道州条例の国の法令に対する位置づけなど、どのような枠組み・制度がのぞましいか検討する必要がある。</p>
<p>○ 具体的な制度設計の検討課題</p> <p>⑧ 道州の区域のあり方</p> <p>⑨ 道州制特区の検証</p> <p>⑩ 国会のあり方</p>	<p>⑧ 区域の議論が国主導とならないよう、地方の側においても検討する必要がある。</p> <p>⑨ 道州制の検討と並行して、先行して具体的に進められる道州制特区の検証も行うべきである。</p> <p>⑩ 道州議会のあり方とも関連するが、国会のあり方についての検討は避けられないと考える。</p>

項 目	意 見
<p>○ 国の法令と道州の条例との関係 国の立法範囲の明確化、立法過程への地方関与のあり方、政省令に対する道州条例の優先権付与等、どのような仕組みが必要か。</p>	
<p>○ 国と地方との事業仕分け 各施策分野ごとの責任主体及び実施主体を、国、道州又は市町村にどう割り振るか。また、(特に国が責任主体であるが地方が実施する施策分野について)国の関与のあり方をどうするか。</p>	<p>「①国のあり方」や「②税財政制度のあり方」を検討する前提として、国と地方の役割分担を各施策分野ごと個別具体的に仕分けし、道州がどのような事務を行うのか明確にしておく必要がある。また、その際の国の関与のあり方についてもどこまで必要なのかを検討する必要がある。</p>
<p>○ 道州の組織・機構 道州の組織・機構のあり方はどうあるべきか。</p>	<p>具体的な組織編成は各道州に委ねるとしても、議会や住民による民主的統制や外部監査、内部統制をどうするかといった観点から、道州の内部組織についての一定の基準を検討する必要がある。</p>
<p>○ 道州制への移行方法 ○ 国家公務員、地方公務員の身分移管</p>	<p>全国知事会として道州制の導入を意思決定する際には、上記のような道州制の具体的な制度設計の議論をして結論を得た上で、道州制への移行方法についても議論をする必要がある。</p>

その他意見

<p>課題の検討の順を踏まえ、項目を並べて良いのではないか。例えば、国、道州、市町村の役割・あり方を検討した後に税財政制度のあり方を検討することが適当ではないか。</p>	
---	--